

定期監査結果報告書

1. 監査の概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 監査対象部局 | 都市計画課、土木管理課、環境政策課、上下水道課、事業課、
駅周辺整備課 |
| (2) 監査実施期間 | 令和6年9月17日から令和6年12月26日まで |
| (3) 監査方針 | 財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行が、適正かつ
効果的に執行されているかを主眼として行った。 |
| (4) 監査方法 | 令和6年4月1日から令和6年9月30日までに執行された事務
事業について、各課に提出を求めた資料をもとに監査の着眼点を
定め監査を行い、また、質問により説明を求めた。 |

2. 監査の結果

監査対象部局の令和6年9月末までの財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行は、概ね適正であることを認めた。

(1) 各課の監査項目及び着眼点

【都市計画課】

(歳出)

監査項目 市営住宅エレベーター保守点検業務委託料

- 着 眼 点
- ①委託の内容、相手方及び選定方法は適切か。
 - ②委託契約の手続き等について適正に行われているか。
 - ③委託料の支出は適正に行われているか。

【土木管理課】

(歳入)

監査項目 道路等明示手数料

- 着 眼 点
- ①調定は、その根拠となる法令等に適合しているか。
 - ②調定の時期及び手続きは適正か。

(歳出)

監査項目 自転車用ヘルメット購入費補助金

- 着 眼 点
- ①補助金は、規程等に適合しているか。
 - ②補助金の交付手続きは適正に行われているか。

【環境政策課】

(歳入)

監査項目 飼犬登録申請手数料

- 着 眼 点 ①調定は根拠法令に適合しているか。
②調定の手続き及び時期は適正に行われているか。

【上下水道課】

(歳出)

監査項目 クラウド使用料及び使用許諾料

- 着 眼 点 ①使用料の支出は適正に行われているか。
②相手方及び選定方法は適正に行われているか。

(歳出)

監査項目 雨水貯留タンク設置助成金

- 着 眼 点 ①助成金の算出は、合理的な基準により適正に行われているか。
②助成金の支出は適正に行われているか。

【事業課】

(歳入)

監査項目 社会資本整備総合交付金（公園整備関連）

- 着 眼 点 ①調定は根拠法令に適合しているか。
②調定の手続き及び時期は適正に行われているか。

【駅周辺整備課】

(歳出)

監査項目 高石駅西地区区画整理用地草刈業務委託料

- 着 眼 点 ①委託の内容、相手方及び選定方法は適切か。
②委託契約の手続き等について適正に行われているか。

(2) 各課の監査結果

【都市計画課】

(歳出)

監査項目 市営住宅エレベーター保守点検業務委託料

(9月末現在)

予算額	支出済額
159,000 円	66,000 円

- 着 眼 点 ①委託の内容、相手方及び選定方法は適切か。
②委託契約の手続き等について適正に行われているか。
③委託料の支出は適正に行われているか。

本件は、建築基準法第8条及び第12条の規定により、市営富木住宅の所有者である高石市が、同住宅に設置するエレベーターを専門技術者により保守点検を行う必要があり、その保守点検を業務委託することにより行っている。

同エレベーターは、日本オーチス・エレベータ株式会社により、令和5年3月に設置し、地震時自動診断・復旧システムが搭載され、同社による遠隔監視が必要となっている。このシステムの稼働には他社では遠隔監視ができず、設置業者である同社のみ保守点検が可能である。

業者選定については、日本オーチス・エレベータ株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、業務の目的及び性質上競争入札には適さないものとして、見積書徴取の上随意契約を締結しており、契約内容は下記のとおりとなっている。

なお、決済行為書、請書及び支出関係書類等を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

契 約 者 名	日本オーチス・エレベータ株式会社
契 約 年 月 日	令和6年4月1日
契約履行期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
契約保証金額	高石市契約規則第46条第6号の規定により免除
契 約 金 額	158,400 円（月額 13,200 円）
支 払 方 法	請求があった日から 30 日以内

月 分	請 求 日	支 払 日
令和6年4月分	令和6年5月1日	令和6年5月13日
令和6年5月分	令和6年6月3日	令和6年6月13日
令和6年6月分	令和6年7月1日	令和6年7月12日
令和6年7月分	令和6年8月1日	令和6年8月13日
令和6年8月分	令和6年9月2日	令和6年9月13日

【土木管理課】

（歳入）

監査項目 道路等明示手数料

（9月末現在）

予算額	調定額	収入済額
120,000 円	57,500 円	57,500 円

着 眼 点 ①調定は、その根拠となる法令等に適合しているか。

②調定の時期及び手続きは適正か。

土地の測量等により民有地と本市の管理する道路等との境界を確定させる必要が生じた際、当該民有地の所有者等は本市指定の申請書及び関係書類を提出することにより土木管

理課の職員が現地で関係者と立会いを行ったうえで境界の明示が行われるが、本市ではこの明示に関して高石市手数料条例（以下「条例」という。）に規定する手数料を徴収している。

手数料の金額については条例第2条第1項により、道路、水路その他の市有地と民有地との境界明示は1件につき1,500円と定められており、境界明示指令図面の再交付については1件につき500円と定められている。また、条例第2条第2項第4号において1筆をもって1件とし、2筆以上となる場合は、1筆増すごとに1,000円を加算するとされている。

本件手数料にかかる調定書は申請案件毎に発行されており、本年度の9月末までの件数及び手数料の調定額については以下のとおりであり、この手数料にかかる調定額の算定、調定の時期及び収納手続き等について関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

（9月末現在）

	件 数			調 定 額		
	新規	再交付	合計	新規	再交付	合計
4月	5件	0件	5件	8,500円	0円	8,500円
5月	8件	2件	10件	16,000円	1,000円	17,000円
6月	7件	1件	8件	14,500円	500円	15,000円
7月	3件	2件	5件	4,500円	1,000円	5,500円
8月	7件	1件	8件	10,500円	500円	11,000円
9月	0件	1件	1件	0円	500円	500円
合計	30件	7件	37件	54,000円	3,500円	57,500円

（歳出）

監査項目 自転車用ヘルメット購入費補助金

（9月末現在）

予算額	負担行為額
1,700,000円	406,910円

着 眼 点 ①補助金は、規程等に適合しているか。
②補助金の交付手続きは適正に行われているか。

改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されているが、本市では自転車を利用する市民の事故による受傷を防止するための自転車ヘルメットの普及を目的として高石市自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）が設けられており、これに基づいて本件補助金交付事業が実施されている。

補助対象のヘルメットについては要綱第2条にてSGマークその他の安全基準に適合し

ていることを公的機関が証明するマークが貼付された新品の自転車用ヘルメットとされており、また交付対象者については要綱第3条にて市内居住者のうち、小学校就学前の子ども、小学生、中学生、小学校就学前の子どもの保護者（1名）、小学生の保護者であって高石市自転車安全運転講習会を受講した者（1名）、高石市自転車安全運転講習会を受講した満65歳以上の高齢者のいずれかに該当し、かつ小学校就学前の子ども、小学生の保護者及び満65歳以上の高齢者については市税を滞納していない者とされている。なお、補助金の額については要綱第4条にて対象品の購入に要した費用とし、対象品1個につき2,000円を上限とするとされている。

本年度の9月末までの交付決定件数及び負担行為金額については以下のとおりとなっており、この補助金交付事業にかかる決裁行為書、支出命令書等関係書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

（9月末現在）

	交付決定件数	負担行為金額
4月	23件	46,000円
5月	58件	116,000円
6月	31件	62,000円
7月	29件	58,000円
8月	33件	66,000円
9月	30件	58,910円
合計	204件	406,910円

【環境政策課】

（歳入）

監査項目 飼犬登録申請手数料

（9月末現在）

予算額	調定額	収入済額
600,000円	219,000円	219,000円

着 眼 点 ①調定は根拠法令に適合しているか。
②調定の手続き及び時期は適正に行われているか。

狂犬病予防法に基づき、犬の飼い主は、市町村に犬を登録すること、その犬に毎年狂犬病の予防注射を受けさせること、その犬に鑑札と注射済票を着けておくことが義務づけられている。

飼い主は、犬を飼い始めてから30日以内（生後90日以内の子犬の場合には、生後90日を経過してから30日以内）に登録を行う必要がある。

申請については、狂犬病予防法、同法施行令、同法施行規則及び高石市狂犬病予防法施

行細則により処理し、手数料については、高石市手数料条例第2条に基づき1頭につき3,000円を徴収している。

収納にあたっては、高石市会計規則第3条において、出納員に環境政策課長を設置するとともに、同規則第5条において、登録事務における手数料収納事務を委任している。

また、同規則第20条において、出納員が納入義務者から現金を直接収納したときは、領収証書に領収印を押印し、当該納入義務者に交付するとともに、収納した現金については、現金出納簿を整理し、指定金融機関等に払込まなければならないと規定されており、環境政策課で直接領収し、収納金を市金庫へ入金している。

調定手続きについては、同規則第12条に基づき、月初に前月の最終収納日を調定日として、前月収納額を事後調定している。

令和6年度及び過去3年間の実績は以下のとおりである。

調定額の算定、調定の時期について関係書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

登録件数

年 月	頭数	収 入 済 額
令和6年4月	26頭	78,000円
令和6年5月	12頭	36,000円
令和6年6月	11頭	33,000円
令和6年7月	9頭	27,000円
令和6年8月	4頭	12,000円
令和6年9月	11頭	33,000円
合 計	73頭	219,000円

年 度	頭数	収 入 済 額
令和3年度	156頭	468,000円
令和4年度	142頭	426,000円
令和5年度	142頭	426,000円

【上下水道課】

(歳出)

監査項目 クラウド使用料及び使用許諾料

(9月末現在)

予算額	支出済額
430,000円	178,885円

着 眼 点 ①使用料の支出は適正に行われているか。
②相手方及び選定方法は適正に行われているか。

水道事業公営企業会計システムは令和4年度より安定的にシステム運用をしていくため、サーバー型から運用及びセキュリティ面に優れ、地震等の災害時にもシステムの早期復旧が可能であるクラウド型のシステム導入になった。

導入にあたっては、令和3・4年度の役務有資格者名簿で本市、他の公共団体及び大阪広域水道企業団において、公営企業会計システムの導入及び更新等の業務実績がある業者4社を選定し、地方自治法施行令第167条第1項第2号の規定に基づき、指名競争入札を実施のうえ、保守料も含め契約を締結しており、契約内容は、下記のとおりとなっている。

契 約 者 名	株式会社ぎょうせい関西支店
契 約 年 月 日	令和3年12月27日
契 約 履 行 期 間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
契 約 保 証 金	高石市契約規則第46条第3号の規定により免除
契 約 金 額	2,661,450円（5年分）
	（内訳）クラウド使用料及び使用許諾料 2,146,650円
	保守料 514,800円
支 払 方 法	請求があった日から30日以内

年 度	クラウド使用料 及び使用許諾料	保守料	支払金額
令和4年度	35,777円×12ヶ月	8,580円×12ヶ月	532,284円 (月額44,357円)
令和5年度	35,777円×12ヶ月	8,580円×12ヶ月	532,284円 (月額44,357円)
令和6年度	35,777円×12ヶ月	8,580円×12ヶ月	532,284円 (月額44,357円)
令和7年度	35,777円×12ヶ月	8,580円×12ヶ月	532,284円 (月額44,357円)
令和8年度 (令和8年4月から 令和9年2月)	35,777円×11ヶ月	8,580円×11ヶ月	487,927円 (月額44,357円)
令和8年度 (令和9年3月)	35,807円×1ヶ月	8,580円×1ヶ月	44,387円 (月額44,387円)
総 額	2,146,650円	514,800円	2,661,450円

また、ソフトウェア使用許諾及び保守契約書第1条に「システムをASPサービスとして提供し、当該システムの使用権を許諾し、保守を実施することを目的とする。」と規定されており、本システムは、LGWAN-ASPサービスにより運用されている。

※LGWAN-ASPサービスとはLGWAN回線を通じてソフトウェアを利用させるサービスである。

なお、請求日及び支払日は以下のとおりであり、決裁行為書、契約書及び支出関係書類

等を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

月 分	請 求 日	支 払 日
令和6年4月分	令和6年4月30日	令和6年5月20日
令和6年5月分	令和6年5月31日	令和6年6月10日
令和6年6月分	令和6年6月30日	令和6年7月10日
令和6年7月分	令和6年7月31日	令和6年8月13日
令和6年8月分	令和6年8月31日	令和6年9月20日

(歳出)

監査項目 雨水貯留タンク設置助成金

(9月末現在)

予算額	支出済額
120,000 円	26,000 円

着 眼 点 ①助成金の算出は、合理的な基準により適正に行われているか。
②助成金の支出は適正に行われているか。

本助成金は、高石市雨水貯留タンク設置助成金交付要綱により、雨水の流出抑制及び有効利用を目的として、雨水タンクを設置した者に対し予算の範囲内で雨水貯留タンク設置助成金を交付している。雨水貯留タンクとは、建物の屋根に降った雨水を一時的に貯留するために、住宅の敷地内に設置される一基あたり有効容量80ℓ以上の貯留容量を有する設備であって、製品として購入可能なもの（中古品等は対象外）と定義されている。

助成金額は、雨水貯留タンクの購入価格（消費税及び地方消費税を含む。設置費、配送料等は除く。）の3分の2に相当する額と雨水貯留タンクの貯留容量1ℓにつき200円を乗じた額を比較して、少ない額となっている。また、助成金額の上限は1基につき40,000円としており、千円未満に端数が生じたときは、これを切り捨てるとなっている。

なお、申請は購入日から6ヶ月以内に行うこと（買換え、追加申請は不可）となっており、今年度の申請については、令和6年9月末現在では1件で、以下のとおりとなっている。

購 入 金 額 39,600 円
容量、基数 150ℓ、1 基
購入年月日 令和6年6月17日
申請年月日 令和6年7月1日
支払年月日 令和6年7月29日
助 成 金 額 26,000 円

※ $39,600 \times 2/3 = 26,400$ （千円未満切捨）26,000 円と $150\ell \times 200 \text{ 円} = 30,000 \text{ 円}$ を比較して少ない額

また、過去3年間の交付状況は以下のとおりであり、決裁行為書及び支出関係書類等を

監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

年 度	件 数	金 額
令和 3 年度	2 件	51,000 円
令和 4 年度	4 件	113,000 円
令和 5 年度	1 件	18,000 円

【事業課】

(歳入)

監査項目 社会資本整備総合交付金（公園整備関連）

(9月末現在)

予算額	調定額	収入済額
103,490,000 円	47,280,000 円	0 円

着 眼 点 ①調定は根拠法令に適合しているか。
②調定の手続き及び時期は適正に行われているか。

社会資本整備総合交付金は、平成 22 年度に国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として創設されたものである。また、平成 25 年以降は、防災・安全交付金によりインフラ再構築（老朽化対策、事前防災・減災対策）及び生活空間の安全確保の取り組みを集中的に支援するとともに、交付金により地域の社会資本整備を総合的に支援する制度となっている。

社会資本整備総合交付金交付要綱第 8 において、交付金を充てて交付対象事業を実施しようとする場合には、社会資本整備総合計画を作成し、国土交通省に提出することとなっており、令和 5 年 12 月 7 日付けで社会資本整備総合計画を提出している。

本交付金を活用し、令和元年度に事業認可を受けた都市公園事業（蓮池公園）（以下「蓮池公園事業」という。）において用地取得を進めている。蓮池公園事業は、みどり豊かな市民の憩いの場、スポーツ・健康づくりの場として、また、災害発生時には、周辺住民の避難場所や資機材等の集積・仕分けの物流基地、復旧復興活動拠点、仮設住宅建設用地等の機能を備えた防災拠点として活用する予定の都市計画公園を整備する事業となっている。

調定については、令和 6 年 4 月 1 日付けで内示額の通知を受けて、後日、交付申請を行い、令和 6 年 5 月 10 日付けで交付決定を受け、同日付けで調定されている。交付金の収納については、年度末の予定となっており、当該年度の交付対象事業が完了した後に実績報告書を提出する予定となっている。

令和元年度から令和 6 年度までの交付決定額は以下のとおりであり、調定の時期及び手続き等について関係書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

年度	交付決定額
令和元年度	8,000,000 円
令和2年度	55,000,000 円
令和3年度	121,660,000 円
令和4年度	121,420,000 円
令和5年度	122,870,000 円
令和6年度	47,280,000 円

【駅周辺整備課】

(歳出)

監査項目 高石駅西地区区画整理用地草刈業務委託料

(9月末現在)

予算額	負担行為額
870,100 円	258,500 円

着 眼 点 ①委託の内容、相手方及び選定方法は適切か。
②委託契約の手続き等について適正に行われているか。

本業務は、駅周辺整備課において管理している高石駅西地区区画整理用地の草刈等を行う業務委託である。

委託内容としては、草刈数量表の所在地の草刈を履行期間に2回実施（1回目：6月～8月頃、2回目：10月～12月頃）し、刈り取った雑草を泉北環境整備組合に持ち込み、処分するものとなっている。

業者選定については、有資格者名簿より市内登録業者8社を選定し、地方自治法施行令第167条第1項第2号の規定に基づき、指名競争入札を実施のうえ、契約を締結しており、契約内容は、下記のとおりとなっている。

契 約 者 名 株式会社禰占
契 約 日 令和6年6月4日
履 行 期 間 令和6年6月4日から令和6年12月20日まで
契 約 金 額 258,500 円
契約保証金 高石市契約規則第46条第3号の規定により免除
支 払 方 法 検査後、請求があった日から30日以内

(草刈数量表)

番号	所在地	面積 (㎡)	施工回数
1	千代田1丁目11-30	229	2
2	千代田1丁目11-11	347	2
3	千代田1丁目9-18	111	2

4	千代田 1 丁目 9－20	84	2
5	千代田 1 丁目 12－15	274	2
6	千代田 1 丁目 21－21	109	2
7	千代田 1 丁目 23－ 5	203	2
8	千代田 1 丁目 1－16	124	2
9	千代田 1 丁目 2－23	477	2
10	千代田 1 丁目 3－ 1	1, 382	2
11	千代田 1 丁目 11－ 5	297	2
12	千代田 1 丁目 18－ 9	131	2

この委託業務について、決裁行為書、契約書及び関係書類等を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。